

「北九州市電気自動車等用充電設備導入拡大モデル支援補助金」 質問への回答

環境局グリーン成長推進課

項番	日付	質問内容	回答
1	9月5日	<p>補助対象設備の要件として「追加設置（充電設備がすでにある場所へ充電設備を増設することをいう。）」とありますが、以下の事例も追加設置の要件を満たすかご教示ください。</p> <p>・現在市内に設置している出力20kWの充電器を撤去し、50kWの高出力充電器を新たに設置する場合</p>	<p>本補助金は、原則として入替設置（充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えること）は対象外としています。</p> <p>ただし、本補助金は「電気自動車等の利便性の向上及び更なる普及を図る」ことを目的としていますので、既存設備よりも高出力の設備に入れ替える場合に限り、「追加設置」に該当するものとして補助対象とします。</p>
2	9月7日	<p>1. 補助金申請時の提出書類について</p> <p>①添付書類(6)「市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し」とは、弊社が北九州市様に申請して発行いただく、「納税証明書（完納証明書）」を提出すれば問題無いでしょうか？</p> <p>②上記の完納証明書は「現年度分」を提出すればよろしいでしょうか？</p> <p>③添付資料(14)「土地の利用に関する許諾書」は、一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）への補助申請時に使用した許諾書と同じ書類を提出すればよろしいでしょうか？</p>	<p>①ご賢察のとおり、添付書類(6)「市町村税に係る徴収金に滞納がないことの証明書の写し」は、事業所の所在地を管轄する自治体が発行する「納税証明書（完納証明書）」をご提出ください。</p> <p>②ご賢察のとおり、前述の「納税証明書（完納証明書）」は、申請日時点において、3ヶ月以内に発行された現年度分のものをご提出ください。</p> <p>③ご賢察のとおり、添付資料(14)「土地の利用に関する許諾書」は、一般社団法人次世代自動車振興センターへの補助申請時に使用した許諾書と同じ書類で構いません。</p>